

## 令和7年度菊陽町DX人材育成研修業務委託仕様書

菊陽町では、菊陽町デジタルファースト推進計画に基づき、デジタル技術を使った行政サービスの再構築や組織文化の刷新など大胆な変革を行い、それを住民の生活の質（Quality of Life: QOL）の向上につなげていくための取組を実施しています。

本業務は、職員の中から自治体DXを強力に推進する「DX推進リーダー」や所属課を超えてリーダーシップを発揮する。「DXアドバイザー」を育成するための研修を、外部の専門組織に委託するものです。

### 1 件名

令和7年度菊陽町DX人材育成研修業務委託

### 2 委託期間

契約書に定める日から令和8年3月31日まで

（ただし、研修は令和8年2月27日までに終えること。）

### 3 履行場所

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場内

### 4 委託項目

「菊陽町DX人材育成方針」及び「菊陽町DX人材育成方針（令和7年改訂版）」を踏まえ、「DX推進リーダー」や「DXアドバイザー」を育成するための研修を実施すること。

#### （1）研修内容の企画立案

- ① 職員のDXに関する知識と意識を引き上げるべく、研修内容の方向性を、菊陽町DX人材育成方針（令和7年改訂版）及び菊陽町DX人材育成プログラム（令和7年度改訂版）（以下「DX人材育成方針等」という。）に基づき提案すること。
- ② 提案に当たっては、一般行政職員をDX面で引っ張る人材となるDX推進リーダーを育成する基礎的なテーマ並びにやや高度な内容をテーマとした研修及びDXアドバイザーを対象とした実践的な内容を盛り込んだ研修の2階建てとすること。目安として、DX推進リーダー育成向けは、総務省「（自治体DX全体手順書・別冊）デジタル人材の育成ガイドブック」における「2. デジタル人材の育成(1) 育成目標レベルの設定」における【DX推進リーダーレベル2】相当、DXアドバイザー対象向けは、同書にお

ける【DX推進リーダーレベル3】相当の内容とすること。

(2) 研修の実施

- ① (1)で提案し、町の下承が得られた内容に対し、カリキュラム作成、講師手配、資料作成等を行うこと。
- ② 研修の際の進行管理を担うこと。

(3) 留意事項

- ① 菊陽町役場において講師が研修を行う対面型とすること。
- ② その他運用上の詳細については、契約後に双方の協議により定める。

## 5 委託条件

(1) 研修開催回数

研修開催回数は、8回以上を基本とする。

(2) 研修の種類

研修は、DX推進リーダー育成1コース4コマ以上、DXアドバイザー育成1コース4コマ以上とすること。

(3) 研修の内容

プログラムに定めた人材の種類ごとに求めるスキルを身に付けられるよう、講義や演習を組み合わせたり、受講の順序を考慮したり、工夫した研修内容とすること。

## 6 成果物

事業実施報告書及び研修で使用した資料一式のデータを納品すること。

## 7 その他

(1) 町の条例、規則等を遵守し、菊陽町デジタルファースト推進計画及びDX人材育成方針等その他本町から提供する資料を踏まえ、本町の現状を把握した上で実施すること。

(2) 業務体制に変更や見直しがある場合は、随時、報告を行うこと。

(3) 随時、町と受託者により日程や研修内容などの打合せを行いながら業務を実施すること。

(4) 研修に必要な備品類としては、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、23型モニター若干数は、町のものを利用できる。

(5) 原則として再委託は認めないものとする。ただし、合理的な理由があり、事前に文書により町の承諾を得た場合は、この限りではない。

(6) 受託者は本契約の履行に当たり、履行中に知り得た情報（個人情報を含む。）を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはな

らない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

- (7) 本業務の成果物の一切の権利は、本町に帰属するものとする。ただし、受託者が、本業務と類似の業務を他の地方公共団体で行う場合（受託前に参考資料として提供することを含む。）においては、町の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られたアンケート結果等を含む。）を当該地方公共団体に関連させることができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、町及び受託者で協議の上決定する。